

情報提供

那医発第 147 号
令和 7 年 6 月 16 日

施設長 各位

那覇市医師会

会長 友利 博朗

常任理事 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「令和 7 年度薬価改定に伴う診療報酬上の臨時的な取扱いに係る追加対応について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局: 宮城・前泊 / 電話 098-868-7579)

記

沖医発第 317 号

令和 7 年 6 月 9 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会

副会長 平安 明



令和 7 年度薬価改定に伴う診療報酬上の臨時的な取扱いに係る追加対応について

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせいたします。

本件は、令和 7 年度薬価改定に伴う診療報酬上の臨時的な取扱いに係る追加対応についての通知となっております。

令和 7 年度薬価改定に伴う診療報酬上の臨時的な取扱いにつきましては、沖縄県医師会 報令和 7 年 5 月号付録等においてご案内申し上げているところです。

上記通知においては、保健医療機関等において調剤した薬剤の企画単位数量に占める後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した企画単位数量の割合（カットオフ値の割合）の算出にあたって「後発医薬品のある先発医薬品及び後発薬品を合算した企画単位数量」に含めて計算してよい品目リストが添付されておりますが、厚生労働省より、当該品目リストに新たに品目を追加する旨、および品目が追加されたリストの取扱い等を示す事務連絡が発出されております。

当該リストは令和 7 年 4 月診療分から 1 月単位で適用できることとされ、外来後発医薬品使用体制加算の施設基準では、直近 3 月のカットオフ値の割合の平均を用いるとされているところ、当該 3 月の期間中に当該リストを適用して実績を計算する月と行わない月が混在しても差し支えないとされています。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴管下会員への周知方につきご高配を賜りますよう宜しくお願ひ申し上げます。

記

● 令和 7 年度薬価改定に伴う診療報酬上の臨時的な取扱いに係る追加対応について

(令和 7 年 6 月 3 日 (日医発第 376 号) (保険))

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局保険課: 赤嶺

TEL: 098-888-0087

FAX: 098-888-0089

hokenka@okinawa.med.or.jp

日医発第376号（保険）
令和7年6月3日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長島公之
(公印省略)

令和7年度薬価改定に伴う診療報酬上の臨時的な取扱いに係る追加対応について

令和7年度薬価改定に伴う診療報酬上の臨時的な取扱いにつきましては、令和7年4月3日付け日医発第48号（保険）「「令和7年度薬価改定に伴う令和6年度薬価改定を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱いについて」の一部訂正について」等においてご案内申し上げているところです。

上記通知においては、保険医療機関等において調剤した薬剤の規格単位数量に占める後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量の割合（カットオフ値の割合）の算出にあたって「後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量」に含めて計算してよい品目リストをお送りしておりますが、今般、厚生労働省より、当該品目リストに新たに品目を追加する旨、および品目が追加されたリストの取扱い等を示す事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

なお、当該リストは令和7年4月診療分から1月単位で適用できることとされ、外来後発医薬品使用体制加算の施設基準では、直近3月のカットオフ値の割合の平均を用いるとされていいるところ、当該3月の期間中に当該リストを適用して実績を計算する月と行わない月が混在しても差し支えないとされております。

つきましては、本件について貴会会員へのご対応等、よろしくお願い申し上げます。

なお、当該通知については厚生労働省保険局医療課より添付のとおり一部訂正の事務連絡が発出されておりますので、併せてご連絡申し上げます。

＜添付資料＞

1. 令和7年度薬価改定に伴う診療報酬上の臨時的な取扱いに係る追加対応について
(令 7.5.26 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

2. 「令和7年度薬価改定に伴う診療報酬上の臨時的な取扱いに係る追加対応について」
の一部訂正について
(令 7.5.29 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事務連絡
令和7年5月26日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

令和7年度薬価改定に伴う診療報酬上の臨時的な取扱いに係る追加対応について

「後発医薬品使用体制加算」、「外来後発医薬品使用体制加算」及び「後発医薬品調剤体制加算」については、令和6年度薬価改定の措置を広く実施したことを踏まえ、「令和6年度薬価改定を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱いについて」（令和6年5月22日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「令和6年度改定事務連絡」という。）において、施設基準等に関する当面の間の取扱いをお示ししているところです。

また、令和7年度薬価改定に伴い、「令和7年度薬価改定に伴う令和6年度薬価改定を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱いについて」（令和7年3月7日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「令和7年度改定事務連絡」という。）において、令和6年度改定事務連絡の別添「カットオフ値の割合の算出にあたって「後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量」に含めて計算してよい品目」（以下「カットオフ値の算出に含める品目リスト」という。）を改定し、令和7年4月診療・調剤分から適用することとしたところです。

今般、カットオフ値の割合の算出において、カットオフ値の算出に含める品目リストを別添のとおり改定しましたので、貴管下の保険医療機関及び保険薬局に対し周知方お願ひいたします。

なお、当該リストは令和7年4月診療・調剤分から1月単位で適用できることとし、外来後発医薬品使用体制加算及び後発医薬品調剤体制加算の施設基準では、直近3月のカットオフ値の割合の平均を用いるとされているところ、当該3月の期間中に当該リストを適用して実績を計算する月と行わない月が混在しても差し支えないこととします。

また、令和7年4月以降の診療・調剤分については、令和7年度改定事務連絡の別添ではなく、本事務連絡の別添が適用されることを念のため申し添えます。

(参考1)

○後発医薬品使用体制加算に係るカットオフ値の計算

3月分実績	本事務連絡の適用なし
4月分実績（※）	本事務連絡の適用あり
5月分実績（以降）	本事務連絡の適用あり

○外来後発医薬品使用体制加算及び後発医薬品調剤体制加算に係るカットオフ値の計算

1・2・3月分実績	本事務連絡の適用なし
2・3・4月分実績（※）	4月分の実績のみ本事務連絡の適用あり
3・4・5月分実績	4・5月分の実績のみ本事務連絡の適用あり
4・5・6月分実績（以降）	本事務連絡の適用あり

(参考2)

本取り扱いは令和7年4月の実績の計算から適用するため、（※）の4月分の実績の算出に関しては、既に地方厚生（支）局に辞退の届出を行ったものの、本取扱いを踏まえ、辞退の届出が不要となる保険医療機関等は、速やかに地方厚生（支）局に申し出ること。

参考

事務連絡
令和7年3月7日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

令和7年度薬価改定に伴う令和6年度薬価改定を踏まえた
診療報酬上の臨時的な取扱いについて

「後発医薬品使用体制加算」、「外来後発医薬品使用体制加算」及び「後発医薬品調剤体制加算」については、令和6年度薬価改定の措置を広く実施したことを踏まえ、「令和6年度薬価改定を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱いについて」（令和6年5月22日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「令和6年度改定事務連絡」という。）において、施設基準等に関する当面の間の取扱いをお示ししているところです。

今般、令和7年度薬価改定に伴い、令和6年度改定事務連絡の別添「カットオフ値の割合の算出にあたって「後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量」に含めて計算してよい品目」を、別添のとおり改定し、令和7年4月診療・調剤分以降から適用することとしたので、貴管下の保険医療機関及び保険薬局に対し周知方お願いいたします。

参考

事務連絡
令和6年5月22日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

} 御中

厚生労働省保険局医療課

令和6年度薬価改定を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱いについて

「後発医薬品使用体制加算」、「外来後発医薬品使用体制加算」及び「後発医薬品調剤体制加算」（以下「後発医薬品使用体制加算等」という。）については、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和6年3月5日付け保医発0305 第5号）及び「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和6年3月5日付け保医発0305 第6号）（以下「施設基準通知」という。）において、施設基準等の取扱いを示しているところです。

今般、令和6年度薬価改定の措置を広く実施したことを踏まえ、後発医薬品使用体制加算等の施設基準等に係る具体的な取扱いについて、当面の間、下記のとおりとすることとしたので、貴管下の保険医療機関及び保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）に対し周知方お願ひいたします。

記

1 後発医薬品使用体制加算等に係る要件のうち、当該保険医療機関等において調剤した薬剤の規格単位数量に占める後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量の割合（以下「カットオフ値の割合」という。）に係る要件の取扱いについて、令和6年4月の実績から当面の間は、カットオフ値の割合を算出するに当たって、別添に示す医薬品を、調剤した「後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量」に含めて計算しても差し支えないものとする。

なお、本取扱いはカットオフ値の割合の算出に関してのみ適用されるものであり、後発医薬品使用体制加算等に係る要件のうち、後発医薬品の使用（調剤）割合の算出に当たっては、本取扱いは適用されないため、引き続き別添に示す医薬品を含めずに計算すること。

- 2 1の取扱いについては、1月単位で適用できることとし、外来後発医薬品使用体制加算及び後発医薬品調剤体制加算の施設基準では、直近3月のカットオフ値の割合の平均を用いるとされているところ、当該3月の期間中に1の取扱いを行う月と行わない月が混在しても差し支えない。
- 3 後発医薬品使用体制加算等に係る届出については、施設基準通知において新規届出又は辞退について規定されているが、その具体的な手続きに当たっても1の取扱いを踏まえて行うこと。

(参考1)

○後発医薬品使用体制加算に係るカットオフ値の計算

3月分実績	本事務連絡の適用なし
4月分実績(※)	本事務連絡の適用あり
5月分実績(以降)	本事務連絡の適用あり(当面の間)

○外来後発医薬品使用体制加算及び後発医薬品調剤体制加算に係るカットオフ値の計算

1・2・3月分実績	本事務連絡の適用なし
2・3・4月分実績(※)	本事務連絡の適用あり(4月分実績のみ)
3・4・5月分実績	本事務連絡の適用あり(4・5月分実績のみ)
4・5・6月分実績(以降)	本事務連絡の適用あり(当面の間)

(参考2)

本取扱いは令和6年4月の実績の計算から適用するため、(※)の4月分の実績の算出に関して、既に地方厚生(支)局に辞退の届出を行ったものの、本取扱いを踏まえ、辞退の届出が不要となる保険医療機関等は、速やかに地方厚生(支)局に申し出ること。

(別添) (略)

事務連絡
令和7年5月29日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

} 御中

厚生労働省保険局医療課

「令和7年度薬価改定に伴う診療報酬上の臨時的な取扱いに係る追加対応について」の一部訂正について

「令和7年度薬価改定に伴う診療報酬上の臨時的な取扱いに係る追加対応について」（令和7年5月26日厚生労働省保険局医療課事務連絡）について、別添のとおり訂正しますので、貴管下の保険医療機関及び保険薬局に対し周知方お願いいたします。

＊3 ハルプロ酸ナトリウム SR錠100mg「アヌカ」を除く。

参考: 見え消し

(別添)

カットオフ値の割合の算出にあたって「後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量」に含めて計算してよい品目

専用番号	8211970068300	ノンマジカル	1.6. 8mg 1袋	番号	ノンマジカル用アソブ16. 8mg Tc. ノン	新規登録	7.104.90
専用番号	8211970075010	ノンマジカルA	1. 8.8mg 1袋	番号	ノンマジカル 1. 8.8mg Tc. ノン	新規登録	781.50
専用番号	8211970075014	ノンマジカルB	2. 7.5mg 1袋	番号	ノンマジカル 2. 7.5mg Tc. ノン	新規登録	2,062.70
専用番号	8211970075012	ノンマジカルC	3. 4mg 1袋	番号	ノンマジカル 3. 4mg Tc. ノン	新規登録	4,954.10
専用番号	8211970075019	ノンマジカルD	8. 2.8mg 1袋	番号	ノンマジカル 8. 2.8mg Tc. ノン	新規登録	5,652.30
専用番号	8211970075011	ノンマジカルE	11.1mg 1袋	番号	ノンマジカル 11mg Tc. ノン	新規登録	5,405.90

＊1 ノンマジカル用アソブ1.0mgはノンマジカルEに該当。

＊2 ノンマジカル用アソブ1.0mgはノンマジカルEに該当。